

196. 県民所得に対する税負担……(昭和38～45年度)

(単位 金額 100万円) 国税は東京国税局、県税は税務課、市町村税は地方課の資料により統計課において算出作成した。

年 度	県民所得	国 税		県 税		市 町 村 税		県民1人あたり税額 (円)			
		税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	税 額	負担率 (%)	計	国 税	県 税	市町村税
昭和38年度	456 253	22 797	5.0	10 991	2.4	12 675	2.8	18 453	9 054	4 365	5 034
39	542 603	29 108	5.4	13 820	2.5	15 702	2.9	22 455	11 148	5 293	6 014
40	660 122	30 623	4.6	16 590	2.5	18 461	2.8	24 306	11 334	6 140	6 832
41	799 091	52 481	6.6	20 294	2.5	20 794	2.6	33 688	18 898	7 305	7 485
42	989 766	69 960	7.1	24 564	2.5	25 899	2.6	41 563	24 216	8 446	8 901
43	1 200 981	94 189	7.8	32 027	2.7	31 533	2.6	52 408	31 292	10 640	10 476
44	1 487 179	123 787	8.3	41 619	2.8	39 254	2.6	64 682	39 123	13 153	12 406
45	1 875 886	162 216	8.6	55 513	3.0	49 469	2.6	79 369	48 184	16 489	14 696

資料 統 計 課 注) 1. 「県民1人あたり税額」にもちいた人口は国勢調査人口または推計人口
 2. 国税は県内税務署で取扱った徴収決定額に本県より東京都へ通勤する勤労者の所得から源泉徴収される所得税(推計)をプラスした額から、東京都より県内へ通勤する勤労者の所得税(推計)をマイナスしたものを国税額とした。なお、所得税の推計は県統計課において行なったものである。